

## 益城町使用料等審議会の議論の進め方

### 1. 使用料・手数料等の適正化に関する基本方針に沿った料金見直しの経緯

- ・ 平成 22 年度に使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（以下 22 年適正化方針）策定。同年設置された益城町使用料等審議会での審議・答申を受けて下水道使用料改定。
- ・ 平成 23 年度、平成 27 年度に 22 年適正化方針に沿った料金案の試算、算定根拠の確認など全面的な見直しの検討を実施。
- ・ 定期的な見直し年度であり、翌年 10 月に消費税増税を控える今年度、22 年適正化方針を基本としつつ、使用料等の適正化についてより幅広く検討できるよう、基本方針となる「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（改訂版）」を策定。[資料 6 参照]

### 2. 今回の審議会において議論の対象とする使用料等

- ・ 使用料等審議会条例第 2 条第 2 項に規定されている使用料等を除いた全ての公の施設の使用料、住民サービスに対する手数料等の改定及び新規設定等料金案のうち、使用料等審議会に審議依頼のあったものを対象とする。

### 3. 本審議会においてご議論いただきたいこと（議論の進め方）

- ・ 上記の使用料等について、以下の論点について答申をいただきたい。
  - 論点①：各使用料・手数料等の料金案は妥当か。
  - 論点②：各料金案を設定するうえで、何を考慮すべきか。（附帯意見）
- ・ 第 1 回審議会（H30.11.20）
  - 使用料等の見直しの必要性をご確認いただく。
  - 災害公営住宅駐車場料金等 4 つの料金案についてご議論いただいたうえで、その是非についてご判断いただく。
  - 各料金案を設定するうえで考慮すべきこと（工夫、取組等附帯意見）についてご議論いただく。
- ・ 第 2 回審議会（H30.11.26）
  - 第 1 回審議会の結果を受けた答申案についてご議論いただく。
- ・ 第 1 回審議会答申（H30.12.3）
  - 災害公営住宅駐車場料金等 4 つの料金案について答申いただく。
- ・ 第 3 回～（H31.1～5）
  - 使用料等審議会条例第 2 条第 2 項に規定されている使用料等を除いた全ての公の施設の使用料、住民サービスに対する手数料等の改定及び新規設定等料金案の是非について、ご判断いただくとともに、附帯意見についてご議論いただく。